

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例	公 布 日	昭和62年7月7日
条 例 番 号	昭和62年三重県条例第20号	直 近 改 正 日	平成24年3月27日
所管部局課	環境生活部多文化共生課	電 話 番 号	059-222-5974
条例の概要	語学指導又は国際交流活動を行う外国青年の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。	条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	語学指導又は国際交流活動を行う外国青年の給与及び旅費の額並びに支給方法について定めるものである。地方自治法第204条第3項の規定に基づき、条例で定めることが必要であり、現在においても妥当性を有する。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	小・中学校や高等学校での英語教育において、英語のネイティブスピーカーである外国語指導助手の存在は不可欠であり、国際交流員が各自治体の国際交流事業において果たす役割は多大である。今後も、県の英語教育及び国際交流事業を発展させていくには、外国青年の受け入れは必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	現在、三重県内で、99名の外国語指導助手と7名の国際交流員が、外国語指導や国際交流事業に貢献している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第204条第3項の規定に基づき、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第204条第3項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第204条に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		はい	財団法人自治体国際化協会の勧告に従い 全国一律の賞金体系としている。	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。			無